

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

路線名	花園本庄線
供用開始の区間	本庄市栗崎字古川端一四九番一地 先から同市栗崎字古川端一五二番 二地先まで
供用開始の期日	令和五年二月三日
備考	令和五年二月三日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告 示第一号で告示した道路予 定区域の供用開始である。延 長一九・八四メートル